

PET 機器の研究利用にかかる実施要綱

(平成26年1月1日理事長制定)

一部改正 平成26年10月1日

一部改正 平成30年 4月1日

一部改正 平成30年11月1日

一部改正 平成31年 4月1日

一部改正 令和 元年10月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、先端臨床研究センター（以下「センター」という。）における PET 機器の研究利用の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「PET 機器」とは、次に掲げる機器をいう。

- (1) PET/MRI 一式（先端臨床研究センター1階 PET 検査室内設置）
- (2) PET/CT 一式（先端臨床研究センター1階 PET 検査室内設置）
- (3) 動物用 PET/SPECT/CT 一式（災害医学・医療産業棟地下内設置）

(利用者の範囲等)

第3条 PET 機器を利用できる者は、次のいずれかに該当するものとする。なお、利用にあたり、PET 機器の操作は、原則としてセンター職員が行うものとする。

- (1) 学内：本学に所属する者
- (2) 学外（企業以外）：学外のうち、大学または公的試験研究機関
- (3) 学外（企業）：(1)、(2) 以外の組織・団体の試験研究機関

(PET 機器研究利用申込書)

第4条 PET 機器の利用を希望する者は、PET 機器研究利用申込書（様式第1号）（以下「利用申込書」という。）を理事長へ提出しなければならない。

(利用の許可)

第5条 理事長は、前条の利用申込書に基づき、附属病院における PET 機器の診療業務と調整の上、利用の可否について PET 機器利用決定通知書（様式第2号）により通知する。

2 前項は、PET 機器利用の許可であり、研究を実施するにあたって他に必要な手続き等がある場合には、利用者の責任により適切に行うものとする。

(報告等)

第6条 PET 機器の利用責任者は、利用期間が1年以上の長期にわたるときは少なくとも年度内に1回以上、当該研究の進捗状況等を、PET 機器利用状況報告書（様式第3号）により理事長へ報告しなければならない。

(費用の負担)

第7条 PET 機器の利用者は、別表の利用者区分による機器使用料を負担しなければならない。

2 利用にあたって機器使用料に含まれない物品等が必要となる場合は、利用者の負担とする。

3 理事長が特に認める場合においては、第1項若しくは第2項又は第1項及び第2項のいずれかの場合、その費用を免除することができる。

4 使用料は実績に基づき、原則四半期毎に請求するものとする。なお、請求時期については必要に応じて別途協議ができるものとする。

(秘密保持)

第8条 PET 機器を利用した際のデータの管理や秘密保持等については、必要に応じて別途協議する。

(遵守事項)

第9条 PET 機器の利用者は、この要綱の他、センター及び設置施設の指示に従うものとする。

(賠償の責任)

第10条 利用者が故意または過失により施設、設備及び備品をき損、滅失、損傷または汚損したときは、利用者は、速やかに理事長にその旨を届け出るとともに、理事長の指示に従って、速やかに原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(利用許可の取消し)

第11条 理事長は、第5条により利用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消すことができる。

(1) 利用申込書と異なる目的で利用した場合

(2) 第6条に規定する報告書が提出されない、もしくは、報告書から進捗が認められない場合

(3) 第7条に規定する機器使用料を納入しない場合

(4) 第9条に規定する遵守事項に反した場合

(5) 実施する研究に関する各種法令及び学内規程に反した場合

(事務)

第12条 PET 機器の利用に関する事務は、事務局復興推進課において行うものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、PET 機器の利用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第7条第3項及び別表の変更は平成29年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(別表) 第7条関係

利用者区分

利用者区分		定 義	料金	
1	学内	利用者全員が本学に所属する場合	PET/MRI	6,500 円/1 時間
			PET/CT	5,500 円/1 時間
			動物用 PET/SPECT/CT	2,500 円/1 時間
2	学外 (企業以外)	利用者のうち1名以上が他大学または公的試験研究機関に所属する場合であって、企業からの受託研究費、共同研究費を財源としない場合、または上記1であっても他大学または公的試験研究機関からの受託研究費、共同研究費を財源とするもの。	PET/MRI	43,000 円/1 時間
			PET/CT	35,000 円/1 時間
			動物用 PET/SPECT/CT	15,000 円/1 時間
3	学外 (企業)	利用者のうち1名以上が上記1及び2以外の組織・団体の試験研究機関に所属する場合、または上記1及び2であっても企業からの受託研究費、共同研究費を財源とするもの。	PET/MRI	64,000 円/1 時間
			PET/CT	50,000 円/1 時間
			動物用 PET/SPECT/CT	23,000 円/1 時間